

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社
-------	----------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		光ブロードバンドの既設地域における加入者数の増加をみても、「光の道」が国民生活における基本的なインフラ設備であるという事実は明らかです。光ブロードバンドの未整備は必須インフラの欠如に留まらない悪影響が生じると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		民間主導による整備スキームは、財政的にも、また関係者の合意を合成し、「光の道」整備後の活用方法を拡げるうえでも、優先して検討すべきスキームと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT 東西の持つ人材やノウハウを将来にわたって最大限活用できるようにすることは、NTT の企業成長および「光の道」実現の両者に寄与すると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル

		の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		メタル撤去およびそれに伴う維持コストの削減については、可能な限り厳密に検証すべき重要な事柄であると考えます。その際、メタルが長い将来にわたって残る場合のNTTの逸失コスト、それによる失業者の増加などの間接的な公的コストについても考慮すべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		(同前段)
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		「光の道」は、インフラ整備に留まらず、その活用方法についても検討対象に含めることでより大きな効果をもたらします。関係者を巻き込んで、より多くのアプリケーションを初期段階から活用できるようにすることは好ましいことだと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		光ブロードバンドの料金を引き下げることで、その活用範囲を広げることを優先して検討すべきと考えます。その際、既存のメタル回線の扱いが重要な検討課題ですが、NTT東西の完全な資本分離は国民のみならず、NTTの利益にも繋がると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能で

		あると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		(同前段)
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		(同前段)
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかのように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		(同前段)

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおられますので、そちらの引用でも構いません。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	エムエスアイコンピュータージャパン株式会社
-------	-----------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が美容道に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		生まれた場所、居住地、勤務地などにより情報インフラへのアクセス利便性が著しく異なることは絶対に避けるべきであり、今後より一層進むであろう高度情報化社会に向け、「光の道」整備は急務と考えます。

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資格等の投入を前提とするのは適切ではなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		携帯電話然り、地デジテレビ然り、日本はガラパゴスとも揶揄される現状により国際競争力の伸び悩みに直面しています。公的資金を前提としない民間主導による光の道整備を進めることは、今後の技術開発や低コスト運用の基盤整備にも有意義と考えます。

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社

		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事にあたり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することがもっとも合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		そもそも国民の財産とも言うべき旧電電公社から資産と技術を引き継いでいる NTT 各社ですから、この度の国家的インフラ整備に際しては利益を国民に還元するという観点からも、アクセス部門の分離独立が合理的であると考えます。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		既に企業のみならず一般家庭においても光回線のみを引き込み電話・インターネット・テレビなど全ての通信インフラを賄っているケースは多々あり、高速通信と信頼性においても安定している光回線への 100%移管は、当然のことと考えます。さらにコストも低減できるのであれば、まさに一石二鳥と言えるでしょう。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		ADSL の普及推進、携帯電話の通話料低価格化など、これまで数々のエポックメイキングな事業を成功させてきたソフトバンクであればこそ、公的資金を投入することなく、民力のみでの光アクセス基盤 100%整備が実現できる

	と考えます。
--	--------

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無にかかわらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン 100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>特に地方、過疎部においてはメタル回線を廃止することによりごくごく普通の電話サービスが受けられなくなるのでは無いかといった心配が予想されますが、Wi-Fi 機能付きアダプタの活用により各世帯でもこれらの心配が無く、かつ簡便な装置で光ブロードバンドサービスが享受できることは非常に重要と考えます。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>NTT 東西殿の構造分割による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>光ブロードバンド料金の低廉化は全ての国民にメリットがあり、かつ、光ブロードバンドの利用率が向上すれば各種 IT 機器の活用もより促進され、結果として経済活動全体が活性化するものと考えます。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社

		ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもが NTT 東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT グループによる寡占状態から複数企業での競争状態になれば、必然的にサービスやアプリケーションも進化活性化するものと期待します。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		光ブロードバンド料金の低廉化、サービスの向上は IT 業界全体の活性化にもつながり、是非とも実現してもらいたいと考えます。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT グループ各社の完全な資本分離により真に公正な競争環境が整備されれば、より一層の利用料金低廉化やサービスの向上が期待でき、実現に向けて必要な措置を是非とも進めて頂きたいと考えます。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方</p> <p>(4) メタル回線撤去の必要性</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100% 敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p> <p>このような弊社共の提案に対し、超高速ブロードバンドの需要がない地方部はメタル回線を残した方が合理的とする意見もありますが、メタル回線の中でも、特に地方部のメタル回線の施設保全費は回線長等の関係から都市部に比べて高額になっており、NTT 東西殿アクセス回線部門の赤字のほとんどが地方部で発生していることを考慮すると、地方部のメタル回線こそ、光回線への置き換えが急務であることは明白です。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>未整備エリアの基盤整備について、たとえ不採算地域であるからといって光の敷設対応を不要とする判断は、単に結論の先延ばしでしかあらず、メタルと光の二重のネットワークを維持(コスト増)することになり、将来を見据えた判断であるとは思えない、ソフトバンク社の意見に賛同いたします。</p>	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備の在り方 (4) メタル回線撤去の必要性 なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回 線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更 は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同 じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布に より現在利用している端末をそのまま利用可能とする 等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社 共は提案しています。
上記の意見内容に対する再意見	<p>国民一人ひとりの財産であった施設設置負担金は NTT 東西の資金運用プランの失策によりその価値を無 くし、その失敗すら反省することなく、また光アクセス網 の整備にも設置時に回線工事費という名目で施設設置 負担金を強いることにより同じ鉄を踏もうとしています。 過去のメタル回線敷設時の施設設置負担金の有効活 用という意味でもソフトバンク社の利用者に追加費用を 負担させない光アクセス網の整備に賛同致します。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、 ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、 及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの 利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とと もに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記の意見に賛成します。</p> <p>自分と両親・親戚は離れて暮らしており、常々距離による もどかしさを感じています。単なる電話だけでなく、安価 なブロードバンドの普及により、様々なツールで豊かな コミュニケーションが取れるような環境になることは、家 族・親戚にとって幸せにつながるのだと考えていま す。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア、光アクセス基盤整備の在り方  (4)メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見		メタル回線と光回線の2重の投資は無駄。メタルを早期に撤去すべきである。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア、光アクセス基盤の整備の在り方
上記の意見内容に対する再意見	最大の焦点は公的資金の投入なしに光アクセス基盤10 0%整備が実現することだと思います。資金調達の方 法とコスト構造の改善という具体的なプロセスが明示さ れており、その実現性が示された意見であると感じまし た。電子教育・電子医療・電子行政によるサービスが活 性化されることが日本の新しい可能性と方向性が見て くると思いました。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	(株)長野県協同電算
-------	------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>&lt;利用率向上を含む「光の道」整備に必要な公正競争環境確保の在り方について&gt;</p> <p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要である、との意見に賛同します。</p> <p>NTT東西殿の構造分離(完全分社化)は、不公正な競争環境を是正し、現行スキームの延長による利用率向上の限界を打破する最後の手段になる、という趣旨の意見にも賛同します。</p> <p>現在の光接続サービスの料金が高止まりしている要因としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 超高速ブロードバンドサービスとして、実質的にはフレッツサービスしか選択肢がなく、競争原理が働かない。</li> <li>2. 全ての通信サービスの IP 化が完了していないため、旧来型のアナログサービスの維持コストがかかるなど、メタル回線と光回線の維持による二重化コスト負担が転嫁されている。</li> <li>3. 工事受託業者間での競争原理が働かない業界体質</li> <li>4. 利用者が少なく8分岐設備が有効活用されていないPON設備。</li> </ol> <p>などいくつもあります。</p> <p>現行スキームを前提に、これら要因を個別に除去していくことによりどこまでの料金低廉化を図れるのでしょうか。</p>

組織内部での自主的な構造改革には限界があり、外部からの圧力や指導により抜本的な改革をしない限り、世界に誇れるブロードバンド大国にはなり得ないのではないのでしょうか。

NTT東西殿を構造分離(完全分社化)すれば全てが解決し料金が下がるというほど問題は単純ではありませんが、抜本的な料金低廉化を実現するためには**構造分離は必要条件**です。

構造分離した環境下で**公正競争を促進**することにより様々なブロードバンドアプリケーション提供を促進し、利用率向上につなげる**ことが適当**と考えます。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	九州通信ネットワーク株式会社
-------	----------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P2 13行目]</p> <p>超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアの多くは、過疎地、離島、中山間地域等の条件不利地域であると考えられます。</p> <p>これらの地域については、民間事業者にとって不採算地域であり、民間事業者だけの力でもって基盤整備を行うのは困難であると考えます。</p> <p>一方で、これまで官民一体となって取り組んできたデジタル・ディバイド解消戦略によって、ブロードバンド基盤がほぼ100%に達する等、十分な成果が挙げられているものと認識しております。</p> <p>そのため、超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、民間事業者による整備を基本としつつ、引き続き自治体等を通じた公的支援により実現していくことが適当であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、民間事業者による整備を基本としつつ、引き続き自治体等を通じた公的支援により実現していくことが適当とする意見に賛同します。</li> <li>○ 未整備エリアの多くは、離島や山間地域など民間事業者が採算を確保できない地域であり、民間事業者の自助努力のみでは「光の道」の整備を進めることが難しい状況です。</li> <li>○ このため、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、引き続き、IRUに基づく公設民営方式など、地方公共団体を通じた公的支援により進めていくことが適当と考えます。</li> </ul>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P5 23行目]</p> <p>NTT の組織形態についても、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点から検討すべきであって、「光の道」整備そのものと関連付けるべきものでないと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>○ NTT の組織形態について、「光の道」整備そのものと関連付けるべきものでないとする意見に賛同します。</p> <p>○ NTT の組織形態につきましては、「光の道」の整備の観点のみで議論すべきではなく、NTT 内の情報ファイアーウォールの強化、強大な市場支配力に着目したドミナント規制のあり方などの課題を整理した上で、アクセス網保有部門のあり方を熟考すべきであり、別の場で検討すべきと考えます。</p>	



「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P5 下から5行目]</p> <p>光回線の1分岐単位での貸出し要望等、大手事業者であっても自ら設備構築を行わず、「如何にリスクなく安い価格で設備を借りるか」に注力する傾向が強まっており、サービス競争の源泉であり、生活・企業活動の国内基盤であるインフラの充実が軽視されつつあると感じております。</p> <p>現状、NTTダークファイバ開放・局舎コロケーション等、十分設備開放が進んでおり、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備構築を行う事業者に比べて、既に優位な状況にあることから、NTT東西におけるアクセス分離はもとより、光回線の1分岐単位での貸出しといった、さらなる設備開放を目的とした施策を講じる必要はないと考えます。</p> <p>特に、光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備を借りる事業者にはリスクが発生しない一方、貸し出す事業者だけがリスクを負うといったバランスを欠いた仕組みであるため、競争環境の歪みを増長し、結果的に利用率向上に向けた事業者の意欲を削ぐおそれがあります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>○ 光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備を借りる事業者にはリスクが発生しない一方、貸し出す事業者だけがリスクを負うといったバランスを欠いた仕組みであり、貸し出す事業者の意欲を削ぐおそれがあるとの意見に賛同します。</p> <p>○ 光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたって投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきた電力系事業者やNTT東西に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。</p> <p>○ また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、これまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害することにもなります。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P3 4行目]</p> <p>公正競争環境の構築、堅持のためにも、現状整備されているドミナント規制の堅持・強化とあわせて、NTTグループとしての総合的な市場支配力についても規制の必要性について、改めて議論すべきと考える。</p> <p>ブロードバンドサービスの広がりとともに、各市場のサービスが複合して提供される等、新たなサービス形態が生まれてきており、グループ全体の市場に対する影響力が高まっていることから、単一市場におけるドミナント規制のみではなく、複数市場を俯瞰的にみた上で、グループとしての総合的な市場支配力について検討を行うべき時期がきていると考える。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ドミナント規制の堅持・強化とあわせ、NTTグループの総合的な市場支配力の規制の必要性について議論すべきとの意見に賛同します。</li> <li>○NTTの組織形態については、「光の道」の整備の観点のみではなく、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点とあわせて、検討すべきと考えます。</li> </ul>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	258
	意見提出者	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P3 26行目]</p> <p>・光ファイバ接続料の低廉化</p> <p>現在の NTT 東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1芯単位、もしくは8分岐単位毎での接続となっているため、収容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず(接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生)、実態上の参入障壁となっています。</p> <p>そのため、従来議論されてきた OSU の共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。</p> <p>なお、その場合、実現すべき料金水準としては、メタル系サービスからの移行インセンティブを向上させることを踏まえ、ドライカッパの接続料と同等の経済的条件を確保出来るよう、接続料の設定を行うことが必要と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 光ファイバ接続料を分岐端末回線単位(OSU の共用を行わない場合も含む)にてドライカッパと同等の経済的条件で設定することについては、賛同できません。</li> <li>○ なぜなら、光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたって投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきた電力系事業者や NTT 東西に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。</li> <li>○ また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、これまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害することにもなります。</li> </ul>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI 株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P2 25 行目]</p> <p>ブロードバンドの基盤整備については、冒頭でも述べたように、設備競争を後退させることなく、民間主導により行うことが原則です。</p> <p>未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロードバンドの基盤整備については、設備競争を後退させることなく、民間主導により行うことが原則との意見に賛同します。</li> <li>○「光の道」における基盤整備については、民間事業者間の公正な競争原理の下、民間事業者間で設備競争、多様なサービス競争を行いつつ、民間主導により進めるべきと考えます。</li> <li>○しかしながら、未整備エリアの多くは、離島や山間地域など民間事業者が採算を確保できない地域であり、民間事業者の自助努力のみでは「光の道」の整備を進めることが難しい状況です。</li> <li>○このため、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、引き続き、IRUに基づく公設民営方式など、地方公共団体を通じた公的支援により進めていくことが適当と考えます。</li> </ul>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI 株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P4 29 行目]</p> <p>NTTグループの司令塔となっている持株会社を廃止し、NTTグループを解体するなど抜本的な構造改革が必要ですが、実現に時間がかかる、あるいは株主の理解が得られない等の理由で実現が困難であるとすれば、次善の策として総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきと考えます。</p> <p>具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るよう制度を整えることが必要です。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次善の策として、NTT グループの総合的な市場支配力に着目した新たな競争政策の導入を早期に実施すべきとの意見に賛同します。</li> <li>○ NTT の組織形態については、「光の道」の整備の観点のみではなく、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点とあわせて、検討すべきと考えます。</li> </ul>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI 株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P5 下から7行目]</p> <p>「光の道」の実現においては、これまでの設備競争を導入した成果を否定することなく、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべきです。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>○「光の道」の実現においては、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべきとの意見に賛同します。</p> <p>○「光の道」における基盤整備については、民間事業者間の公正な競争原理の下、民間事業者間で設備競争、多様なサービス競争を行いつつ、民間主導により進めるべきと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>〔P3 7行目〕</p> <p>まず、NTT東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(アクセス回線会社)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。</p> <p>〔P8 6行目〕</p> <p>また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係がなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTT 東西より構造的に分離したアクセス回線会社を設立し、その会社が光アクセス基盤の整備主体となることに、反対します。</li> <li>○ なぜなら、「光の道」における基盤整備については、民間事業者間の公正な競争原理の下、民間事業者間で設備競争、多様なサービス競争を行いつつ、民間主導により進めるべきと考えるためです。</li> <li>○ また、これまで事業者間の設備競争・サービス競争により光ブロードバンドサービス料金の低廉化が進んだことを鑑みると、構造分離により新設されたアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体となると、設備面での競争原理が働かない可能性があり、構造分離により光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されると断定するには無理があると考えます。</li> </ul>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P3 10行目] この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約 2.5 兆円と試算しています。</p> <p>[P4 下から 7 行目] (3)5 年間で工事が完了する根拠 アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線 4,900 万回線及び事業用回線 1,300 万回線を合算した 6,200 万回線から 2010 年度末予想光敷設済回線数の約 2,000 万回線を差し引いた約 4,200 万回線と推計しています。 この約 4,200 万世帯に対し、光アクセス基盤を 5 年で整備するためには、効率的な工事実施が必要となります。 (中略) 施工班が年間 240 日勤務を行うと仮定した場合、1 施工班当たり年間 720 件の工事が可能となりますので、5 年間で 4,200 万回線を整備するためには、施工班は約 12,000 班必要となります</p> <p>[P6 下から 6 行目] 光アクセス基盤 100%整備に要する設備投資額 2.5 兆円のうち、約 2.2 兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備に係る設備投資額の試算結果(約 2.5 兆円)並びに 5 年間で工事が完了するとした意見には、賛同できません。</li> <li>○ なぜなら、弊社としては NTT 西日本殿との熾烈な競争環境の中、徹底したコスト低減を図りつつサービスを提供しており、今以上の極端なコスト低減や工事の効率化は難しいと考えるためです。</li> <li>○ そのため、設備投資額 2.5 兆円のうち、約 2.2 兆円を社債により調達するとしていますが、2.5 兆円が大きく膨み、結果として、光の道整備の後退や大規模な公的資金投入につながるものが危惧されると考えます。</li> <li>○ また、工事の効率化については、お客さま宅内工事の日程調整によるところが大きく、宅内工事が夜間・休祭日</li> </ul>	



	<p>に集中する傾向にあることを勘案すると、1施工班当たり年間 720 件の工事を実施し、5 年間で完了させることは現実的ではありません。</p>
--	---

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	280
	意見提出者	西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P3 14行目]</p> <p>また、光については、90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進する IRU(公設民営)方式をとることが必要であり、(以下、省略)。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 残り 10%の未整備エリアにおいては、IRU(公設民営)方式をとることが必要とする意見に賛同します。</li> <li>○ 未整備エリアの多くは、離島や山間地域など民間事業者が採算を確保できない地域であり、民間事業者の自助努力のみでは「光の道」の整備を進めることが難しい状況です。</li> <li>○ このため、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、引き続き、IRUに基づく公設民営方式など、地方公共団体を通じた公的支援により進めていくことが適当と考えます。</li> </ul>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	280
	意見提出者	西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[P3 20行目]</p> <p>ブロードバンドの普及にはサービスの充実と使い易い 端末・料金が重要であり、そのためには、アクセス事業者 をはじめ、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツ プロバイダ、ISP 等が、それぞれの役割を果たしていくこ とが必要であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>○ブロードバンドの普及(利用率向上)のためには、サー ビスの充実と使い易い端末・料金が重要とする意見に 賛同します。</p> <p>○例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話は、FTTH より料金が高いにもかかわらず、FTTH よりも広く普及している状況にある</li> <li>・ 一方、ADSL は比較的安価であるものの、決して 普及率は高いとは言えない</li> </ul> <p>ように、利用率の向上には、「低廉な料金でブロードバ ンドが利用可能であること」はもちろんですが、それ以 上に「豊富なコンテンツ(アプリケーション)」を用いて、 “必要性”や“利便性”を高めることが、より重要であると 考えます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可能とし、光回線は月額1,400円で提供可能と主張されていますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基づく政策判断は是非とも回避
上記の意見内容に対する再意見	上記意見はあまりに一方的であると思われる。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	SBB、SBTM、SBM
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。</p> <p>光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。</p> <p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>まず膨大な借金を抱える日本にとって国家予算はいかなる方法をとってでも、無駄な投資を避け且つ効率的な方法をもって対策を実行すべきと考えており、方法はいくらかでもあると考えております。一般的な企業から見ると考えられないほど安易に予算を注ぎこみ且つ成果に対し評価も行っていないように考えております。</p> <p>これに対し、SBの意見には「公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能」とあり、且つ費用根拠についても詳細に説明がなされておりますが、内容が100%一致しているかは不明ですが、いくらかでも方法はあるという意味にもとれ</p> <p>この意見に非常に賛成にしております。</p> <p>また現行のフレッツ光の回線においても非常に割高であると考えており、実態としてNTTの独占状態にあることやNTT内</p>

	<p>部コストが非常に高く無駄があることが原因と考えております。</p> <p>ここでもSBの意見である「構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正・・・」等にある通り不公平な競争環境の撤廃、分離による全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することで結果としてより安価に提供できると考えており、この意見に賛成であります。</p>
--	---

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	エヌ・ティ・ティ・コム チェオ株式会社
-------	---------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	212
	意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コム チェオ株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	生活に密着したコンテンツやアプリケーションの充実こそが、お客様が最も求められているところである  今後はブロードバンドに対する利用者のニーズを考慮し、FTTHのみならず、ワイヤレス等の技術・サービスの一層の発展により、多様なアクセス手段によるブロードバンドの実現が必要
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は先の意見募集において、ブロードバンド利用率向上のためには「お客様が求めているコンテンツやアプリケーションの充実」「利用者のニーズを考慮した多様なアクセス手段の実現」が必要であるとの意見を提出させていただきました。</p> <p>同様の意見は多くの法人、個人の皆さんが述べられており、具体的には、サービス面で電子政府・電子自治体、医療、教育等のサービスの提供、アクセス手段ではFTTH及びワイヤレス技術によるブロードバンドの実現について要望する意見が多く寄せられています。</p> <p>このようにお客様がブロードバンドを使って本当に利用したいと思う多様なサービスやアクセス手段を充実させることが、利用率向上のために、取り組むべき事項であると考えます。また、サービスの提供やインフラ構築後も常にお客様ニーズに合わせて、内容を拡大・充実させる継続的な取り組みが重要になると考えます。</p> <p>弊社といたしましても、法人や個人のお客様へのICT・セキュリティのスキルアップやICT導入サポート等を通じて、ブロードバンド利活用の向上に取り組んで参ります。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、 ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見	今の電話線と光回線は両方いらいないと思います。 投資の無駄だと思えます。	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社カービュー 有限会社カービュー・エージェント
-------	-------------------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		<p>当社グループは自動車に関するポータルサイト及びソーシャル・ネットワーキングサービス等の運営を行っております。インターネットにかかる技術は日々革新しており、提供されるサービス機能は拡充され、流通する情報量も増加しております。その中において、均等、均一にブロードバンド基盤を整備することは急務であり、当社ではそれによって最小不幸の実現は達されるものと考えております。</p> <p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	・メタル回線の全撤廃 ・新アクセス会社による光アクセス基盤整備 ・意見募集のあり方
上記の意見内容に対する再意見	<p>基本的に賛成。将来の国益を考えた場合、ソフトバンクの主張は正しいと思います。</p> <p>NTT ができないと主張するのであれば、きちんと数字を出して、公の場で議論すべきですし、他の案があればそれも含めて評価すべきと思います。</p> <p>また試算する場合は、現在の人員や単価がありきではなく、経年による効率化や同業種のベストプラティクスを参考に算出すべきと思います。</p> <p>意見募集の窓口は、簡単かつ、世の中で多く使われている手段のほうが投稿しやすくなるため、Web やtwitterなどを追加したほうが良いと思います。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ビー・ビー・バックボーン株式会社
-------	------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No. 2 6 9
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
		<p>まずはじめに、この度の「光の道」構想に関する意見募集の意見に対する再意見提出の機会を設けていただきましたことに、御礼申し上げます。以下の通り弊社の意見を提出させていただきますので、お取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
提出された意見内容（1）		全体
上記の意見内容に対する意見		<p>総論といたしまして、弊社はソフトバンクの意見に賛成いたします。</p> <p>まず、設備の観点から見まして、同一のサービスを提供するにあたりメタル回線と光回線が2重に張り巡らされていることは非効率的であり、設備環境的にも電柱等への負荷を増し続け決して良い状態とは言えません。メタル回線で可能なサービスは光回線でも提供可能であることから、早急にメタル回線から光回線へ切り替えを行い、メタルの維持管理経費を削減し、また、ユーザーはいつでも望むときに超高速ブロードバンドのサービスを利用できるようにアクセスインフラ環境を整備すべきと考えます。</p> <p>また、その上で電子教育や電子医療、電子行政などの公共ともいえるサービスを、使いたいときにいつでも利用できる、しかも無料で利用できるといったことは、高度情報化社会における世界の先駆けではないでしょうか。</p> <p>普段は電話しか利用しないお年寄り急病になったとき、その家へかけつけた救急救命士が超高速ブロードバンド回線を利用して電子カルテを手に入れ、救急対応をするといった姿が大切なのではないのでしょうか。</p> <p>さまざまな意味で「光の道」構想は現在の日本に必要な政策ではないかと考えます。</p>
提出された意見内容（2）		<p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方 光アクセス基盤整備費用内訳 アクセス回線維持費内訳</p>
上記の意見内容に対する意見		<p>ソフトバンクの基盤整備費用ならびにアクセス回線維持費の試算は、NTT 接続会計報告資料からかなり具体的にまとめ</p>

	<p>てきたものと思われます。</p> <p>ただし、NTT の接続会計資料は非常にわかりづらく、メタルと光、管理部門と営業部門などの比率按分もあることから、実際の費用がどこに計上されているのかが性格に把握できません。</p> <p>NTT は、今後「光の道」構想に関して具体的な数値を明確に出した上で議論に参加すべきです。「経営上の機密」の一言のみで実態を明らかにせず議論に参加しないのは、国民の利益になりません。</p>
提出された意見内容（３）	<p>ア. 光アクセス基盤整備の在り方 （４）メタル回線撤去の必要性</p>
上記の意見内容に対する意見	<p>ソフトバンクの意見のとおり、メタル回線と光回線の二重構造を早期に解消することが必要と考えます。基本的なメタルの寿命と言われる 20 年を経過した設備が半数以上を占める中、故障率の増加はもちろんのこと、その保守費についても年々増加の一途を辿っているはずで、多大な保守費のために、かえって光回線の整備計画に影響が出ているのではないのでしょうか。</p> <p>NTT はメタル回線から光回線へ切り替えていけばいいのですから、需要見合いで非効率的に整備するのではなく、「光の道」構想のように年数を決めて計画的に実施すれば、決して不可能な事業ではないと考えます。</p>
提出された意見内容（４）	<p>イ. 光利用率向上について</p> <p>有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り 40%の世帯に対しては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯に Wi-Fi 機能を具備するアダプタ（ONU/TA）を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する意見	<p>ソフトバンクの意見に賛成します。</p> <p>「光の道」の実現には、インフラの整備のみならず、必ず利</p>

	<p>活用問題が伴います。考え方の根本には「使いたい人だけが使う」のではなく、「いつでも使える状態である」ということが必要と考えます。冒頭にも述べましたが、特に医療や教育といったサービスは、そこに住むユーザーのみならず、そこを訪れた人も利用できる必要があります。そのために、産業界や地方自治体、医療団体が一体となって仕組みを作り上げ、利活用の促進を施す必要があると考えます。</p>
--	---

以上

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	239
	意見提出者	ソネット株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	電柱利用の簡素化など。現状は一次占有者(NTT)と二次占有(自治体)との折衝など電柱を利用するのは簡単ではない。
上記の意見内容に対する再意見	<p>電柱利用の簡素化も重要であるが、NTTや電力会社の設備管理の品質低下を招く恐れがある。そこで、共架申請処理が遅れる場合は当該補助事業に対する事業年度繰越の容認を希望致します。</p> <p>更に申し上げますと、複数年度に渡る事業計画を採択する支援制度の創設をお願い致します。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	187
	意見提出者	USTREAM Asia株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基  盤整備に賛成します。
上記の意見内容に対する再意見	賛成します。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社ジャジャ・エンタテインメント
-------	--------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおられますので、そちらの引用でも構いません。



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>イ. 光利用率向上について</p> <p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>今までのような設備競争では、アクセス網の2重投資(NTT 東西や電力系 NCC など)が加速し、ボトルネック設備に対する過剰投資を生み、結果、その過剰投資分が利用者の負担となることに留まらず、本来行われ</p>

	<p>るべきサービス競争に向けた投資が抑制されかねないと考えます。電子教育、電子医療、電子行政などの公的サービスに加え、より高度で魅力あるサービスの誕生は、ボトルネック設備の公平性が担保された上位レイヤでの競争が不可欠であると考えます。よってソフトバンク社の意見に賛同する所存です。</p>
--	---

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	グリーンフィールド株式会社
-------	---------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	情報通信技術の進展を考えると、日本の全ての世帯において超高速ブロードバンドが利用出来る環境が整備されることが望ましいですが、その整備については効率的になされる必要があります、ソフトバンクが述べるとおり、可能な限り公的資金などを使用せずにやれる方策を模索すべきと考えます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社アイ・ブロードキャスト
-------	-----------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、容易に公的資金投の投入を前提とするのは適正ではなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		情報通信の進展という観点では早急に日本のすべての世帯において超高速ブロードバンド整備が整う必要がありますが、効率的にも競争的にも可能な限り公的資金などを利用せずに民間主導でやれる方策を模索すべきだと思います。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	光アクセス基板を 100% 施設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100% 撤去すること、すなわちネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		従来のメタル回線を光回線に置き換えるのはテクノロジーの進化を考えれば当然であり、できるだけ早期にメタル回線を廃止することによりトータル維持費を削減、光サービス料金の低廉化を目指すべきです。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンク BB 株式会社

	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>ソフトバンクテレコム株式会社</p> <p>すなわち、NTT 東西の構造分離を推進することで公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金の低廉化・魅力的なサービスアプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>NTT 東西の構造分離は日本の光ブロードバンドサービスの利用率、普及率を上げるばかりか低廉化も可能とし、日本国企業の世界競争力を高めることができる最も自然な考え方であると思います。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、 公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、 それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・ アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが 生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	通信事業者間での競争原理が働き、ユーザーにとって利 用し易い料金体系やより良いサービスが生まれるのは 必然であり、NTT さんの構造分離を推進すべきと考え ます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 残り10%の基盤インフラ整備にかかる必要が2.5兆円と試算している  2. メタル回線撤去
上記の意見内容に対する再意見	<p>1. 利用者に光回線を安く提供することには賛成ですが、別紙に記された試算根拠は不明確だと思います。残り10%の設備投資にはもっと費用がかかると思います。やはり、100%を達成するための残り10%の整備については、国家的な戦略によって行うべきであると考えます。</p> <p>また、他の意見で、設備のつまみ食いに対する反対意見がありました。これは理解できます。国の施策によって構築し、誰もが公平に利用すれば、つまみ食いにはならないと思います。</p> <p>2. 100%光回線の基盤構築を行ったとしても、全ての利用者が光回線の利用を希望しているわけではないので、メタル回線撤去を5年以内にする必要はないし、すべきではないと思います。光回線によるサービス内容が充実することにより、利用者のニーズ沿って自然体で徐々に光回線に移行していく方が望ましいと思います。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199/224/243/258/267/269/279/280/155/139
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ/株式会社ケイ・オプティコム/株式会社ジュピターテレコム/イー・アクセス株式会社 & イー・モバイル株式会社/KDDI 株式会社/ソフトバンクグループ/東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社/財団法人日本消費者協会/個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光 100%は必要か</li> <li>・各社議論のあり方について</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>各通信キャリア/インフラ事業者、および団体/個人より寄せられた意見書を拝見したうえでの意見である。趣旨は下記の2つとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.「光の道」は我々のためではなく次の世代のためのものであり、未来の目線で考えて、100Mbps 高速ブロードバンドを全家庭に引き込むことは必要である。</li> <li>2.各社は他社意見の批判でなく「光の道」を“やりきる”ための明確な完了期限を持った代替提案を提示すべきである。</li> <li>3.(精神論であるが)我々は負債のなすりつけを断ち、そのために次の世代のための捨て石となり犠牲を払う事を受け入れたい。</li> </ol> <p>まず各社の意見を俯瞰するに、今回ソフトバンクグループが提出したメタル総取り換えによるファイバー整備案に対する矛盾点の指摘や荒さがしに(直接的に、もしくはテーブルの下で足を蹴るように)終始しており、肝心の光普及率 100%を具体的に目指す方法については、主体性のある意見は見られない。ソフトバンクグループの提案自体は過激で、一部に出血を強いるものではあるが、課題に対して明快な“やりきる”ための提案を示している。「やりやすい環境を整えれば、そのうちたぶんできるでしょお」が必要とされている答えではない。他社の意見を批判するのではなく、代わりに説得力ある「提案」を持ってくるべきである。</p>	



100Mbps 級高速ブロードバンドを末端まで届かせる必要があるのか、それ自体が議論になる事もあるが、ここに問いたいのは「誰」が使う事を彼ら(上記に挙げた企業群ではなく、今回の意見書を提出した個人も含め)は想定しているのか、である。多分にイデオロギー的な話になるのは承知の上であるが、整備された光ブロードバンド網は、我々が使うのではなく、我々の子供たちが使うのである。「現在」を基準に考えるのならば、間違いなく田舎の隅々まで、採算性のまったくないファイバーを張り巡らすのはあり得ない話であろうが、「我々の子供たちの」基準で考えればどうか。今後 ICT の普及が衰退する事はまず考えられず、電子教科書など、より効率的な学習のため(学習に限らず、より豊かな体験や効率的な生活のため)ICT が活用され、彼らはそれらをフル活用していくし、いかざるを得ないだろう。その時に 2010 年の水準で整備されたインフラが、彼らのボトルネックになるのではないだろうか。彼らが生まれるまでに、末端にまで 100Mbps 級のブロードバンドを普及させる事は絶対に必要である。その投資は、複数の会社を潰すなり、多額の税金を投入するなりして必ず我々に負担となって降りかかってくるが、それは構わないと腹をくくるべきだ。我が身かわいさに延々と負債を後世にバトンタッチし続ける事を、現在の我々は望んでいない。

NTT のあり方については、ソフトバンクグループの提案により火が付いた問題であり、少なくとも我々国民にとっては本論ではない。この問題に関しては日本消費者協会の意見書(No.155)が明確かつ簡潔に述べている。各社にはソフトバンクグループ案の矛盾点や実現性を批判するよりも、確実に普及 100%をやりきる提案を期限付きで提示していただきたいものである。ブロードバンドを確実に 100%普及させるために必要かつ的確であるならメタルの撤去も、端末の買い替えも構わない。意見書 No.139 のような意見は重々承知ではあるが、我々も含め犠牲になっていただく。繰り返すが我々のためのインフラを作っているわけではないのである。

高速ブロードバンドの利用率を上げる方法については、「インフラを整備するだけで利用率が上がるわけではない」という意見の元、主にソフトバンクグループ以外の各社でさまざまな方法が考えられており、医療や教育への積極的参入を官側からサポートするなどの意見も含めて賛成である。今後 ICT リテラシーのある世代が増えていくこともあり、デメリットをメリットが上回ることで現在の規制や障壁も撤廃の声が上がっていくと思われる(医薬品のインターネット販売など)。その際は完全に

オープンな場所で、規制の在り方が議論されることを期待する。インターネットの普及によって流れやすくなった半面、国民は知識を得ており、必要な規制であれば必要であるという事を理解できるためである。

基盤整備に関しては各社意見書にもあるように、FTTHを基本としつつも地域によってはCATV等を活用するとの案があり、消費者としては最終的に100Mbpsの環境が提供されれば(どの道ほぼインターフェースはEthernetかWi-Fiになるのであるし)どのような方法でもかまわないと考える。ただし、Eアクセス/モバイルやKDDI等が主張する無線を根幹とした基盤整備には疑問符が付く。無線の通信は、同じセルに何人(何端末)收容するかで速度が大きく変動する。理論値で100Mbps出せるとしても、10人が同時に接続すれば1/10まで速度は落ち、未来の基準に照らし合わせるならば、無線で整備されたエリア＝ナローバンドエリア(ハンディキャップ)となってしまう。これを無線で解消するのならば小セル化と基地局の大量設置が必要になり、結果として伝送路を張り巡らせる事になる。一人一人が扱うデバイスは、ゲームが通信機能を積んできたように増えていくであろうし、扱うコンテンツもリッチ化・リアルタイム化の方向にあり、より一つの通信が帯域を占有し続けるようになると仮定した場合、無線による通信だけでは今後「花火大会で繋がらない電話」が常態化する恐れもある。次の世代が使うインフラとしては、末端まで光ファイバー等の有線を引ききることが好ましいと考える。

以上

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	187
	意見提出者	USTREAM Asia
	提出された 意見内容 (該当部分)	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける 基盤整備に賛成します。
上記の意見内容に対する再意見	この意見に絶対的に賛成いたします。 日本の経済成長に超高速ブロードバンド基盤の整備は、 欠かすことができないと考えます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソフトバンク・テクノロジー株式会社
-------	-------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		生活権保障の観点からも、日本の国際競争力維持の観点からも、これらの基盤整備は早急に実施されなければならないと、上記意見に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
	上記の意見内容に対する再意見	

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		無駄な出費を抑え、投資回収が確実に行われるようにするため、公的資金を使わず民間主導での基盤整備を実現することは非常に重要なことと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100% が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		有料サービスを必要としない世帯をカバーするため有効な方法であり、上記提案に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT東西殿の構造分離は、事業者間の公正競争の実現に不可欠のものと考え、上記意見に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		前記趣旨のとおり、上記意見に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		前記趣旨のとおり、上記意見に賛同いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		公正競争を阻害する可能性のある要因は排除していくべ

	きものであり、上記意見に賛同いたします。
--	----------------------

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	リライズ <sup>®</sup> ・モバイル・コミュニケーションズ <sup>®</sup> 株式会社
-------	--

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		世界における日本の競争力をさらに高め、国民生活の幸福度を向上させるためには、日本の企業と個人が効率よく情報にアクセスし発信できるようなアクセス回線のインフラ整備が必須であるため、上記意見に賛成いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		国家財政が歳出超過状態のため、税金を注入せずに民間企業による整備計画を最優先すべきであることから、上記意見に賛成いたします。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		税金の注入ではなく既存の民間企業の利活用を最優先すべきである点、および NTT 東西の構造分離の実現により公正競争環境を整備すべきという点から、上記意見に賛成いたします。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおられますので、そちらの引用でも構いません。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社 ケイ・オプティコム
-------	----------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	22
	意見提出者	株式会社全関西ケーブルテレビジョン
	提出された 意見内容 (該当部分)	[2 頁 20 行目] ・関西では電力系、NTT、CATV 事業者が価格競争を繰り広げている。近畿総合通信局の調べでは、FTTH のアクセスサービスの加入者数がわずかにこの 2 年間で、27.9%から 39.3%に 11.4 ポイントも上昇している。すでに近畿圏では競争環境が整っているといえる。引き続きこの公正な競争が担保されるような体制の確保が重要だ。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争を展開しております。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>近畿総合通信局の調べでは、平成 22 年 3 月末現在において、FTTH の世帯利用率は全国平均が 33.6%、近畿平均は 39.3%となっております。また、光アクセスと ISP 料金の合計は、NTT 東日本が月額 6,510 円であるのに対し、弊社は月額 4,900 円、NTT 西日本は割引制度を利用することで最初の 1 年間は月額 4,410 円となっております（注：ISP は NTT ぷらら、光ぐっと割引適用で計算しました。2 年目はあっと割引適用で月額 6,268 円、3 年目以降は光もっと割引適用で月額 5,645 円となります）。</p> <p>これは、リスクを負って独自にインフラ整備を行う事業者間の競争により、料金の低廉化が進んだ結果であります。弊社の事業活動は、利用者利便性の向上及び地域経済の発展に大きく貢献していると自負しております。</p> <p>弊社は、全国のプロードバンド利用率向上を目指す「光の道」構想には賛同しており、今後も同構想の実現に最大限努力する所存であります。しかし、一部事業者が提唱している「アクセス会社設立」や非合理に設定された「加入電話なみの料金での提供」等の考えには断固反対です。</p> <p>このような施策をとった場合、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>	



「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	104
	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[1 頁 18 行目]</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を通じて料金の低廉化を進めるとともに、利用者にとって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創出・提供を図っていくことが重要と考える。</p> <p>また、更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野で ICT 利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、近畿 2 府 4 県のお客様にサービスを提供してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>弊社は、平成 15 年 11 月に eo 光テレビ(光 CATV サービス)、平成 16 年 9 月に eo 光電話(光 IP 電話サービス)の提供を開始しました。それらサービスの提供開始以降、利用者数が大きく伸長していることが確認できます。この点からも、利用率向上には、超高速ブロードバンドが必要となる、生活に密着した利活用策の充実が重要と考えられ、料金さえ安ければ利活用が進む、とは考えられません。</p> <p>利活用策の充実は一朝一夕には難しいですが、国・自治体や民間事業者が、それぞれの立場から提案し、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、サービス需要を喚起していくことが重要と考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	142
	意見提出者	米国商工会議所
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[3 頁 22 行目]</p> <p>Ⅲ. 構造的分離および分割</p> <p>構造的分離がブロードバンドの利用を拡大するとは期待できず、むしろ民間部門の投資及び技術革新を阻害することによって、ブロードバンドの先駆者としての日本の地位を危うくしかねません。例えば、米国では、構造的分離の試みは、コストと時間がかかり、管理が困難であるが故に上手くいきませんでした。なによりもこの政策は、競争を活性化し、ブロードバンドの可用性を向上させ利用を拡大するという目標を達成できませんでした。米国商工会議所は、2004 年に電気通信に関する大規模な研究結果を発表し、その中で、不安定な規制および分割規制が如何に投資の障害となり、新しい技術の開発を妨げるかに関する内容を含む、これまでに行われた最も包括的な電気通信業界に関する分析の1つを提供致しました。最終的に、FCC はこれらの分割要件を削除し、その結果、米国のブロードバンドにおける技術革新と投資は発展したのです。消費者にブロードバンドサービスを提供しようと、ケーブル事業者、電話会社、ワイヤレス事業者などの各社が競合しています。ブロードバンド対応の新しいアプリケーション、サービスや装置が日々発表されています。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争を展開してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>近畿地域は、全国平均と比較して FTTH 世帯利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。この例は、事業者間の公正競争が利用者利便性の向上に大きく寄与していることを示しています。</p> <p>現状においても、独占時代からの企業イメージや資金力から NTT グループが有利な事業活動を進めている中、それを引き継いだ巨大インフラ会社が設立されると、意見提出者が 2004 年に発表した分析内容にもあるように、「投資の障害、新しい技術開発の妨げ」に繋がりが、公正競争環境が損なわれることとなります。</p> <p>その結果、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	143
	意見提出者  提出された 意見内容 (該当部分)	米国電気通信協会  [別紙 5 頁 19 行目]  III. 構造分離・機能分離とオープン化  意見募集では、「光の道」構想を実現するための手段として、構造分離ないし機能分離を検討することの是非に関する意見も求められていますが、当協会では、米国で試みられた構造分離が失敗に終わった経緯と著名な研究者らの見解を踏まえ、構造分離と機能分離が実施に多くの困難・費用・時間を伴うだけでなく、競争を促進して利用率を向上させる効果に欠けると見ています。このような規制上の負担を課すことは新たな設備投資へのインセンティブを損ない、技術革新の遅滞を招きます。米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。  著名な学術研究者が各国におけるブロードバンド網の整備状況を比較したさまざまな調査でも、構造分離・機能分離あるいはオープン化が設備ベースの競争促進につながることを示す根拠はないと結論されています。経済学分野では、同一プラットフォーム内の「競争」促進を主たる狙いとする構造分離・機能分離やオープン化規制に次世代通信網への投資を促進する効果はないとする文献があります。これらの政策には、第一世代通信網における非設備ベースの競争を促進する短期的効果はある得るものの、次世代通信網への民間投資にはマイナスの作用を及ぼしてその整備を遅らせる弊害があるという指摘です。
上記の意見内容に対する再意見	弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争を展開してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。  近畿地域は、全国平均と比較して FTTH 世帯利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。この例は、事業者間の公正競争が利用者利便性の向上に大きく寄与していることを示しています。  現状においても、独占時代からの企業イメージや資金力から NTT グループが有利な事業活動を進めている中、それを引き継いだ巨大インフラ会社が設立されると、公正競争環境が損なわれます。その結果、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。  また、一部事業者がオープン化施策として提唱している「光ファイバの 1 分岐貸し」制度は、設備投資リスクを負わない接続事業者のみが安価にアクセス網を調達でき、設備競争の否定に繋がるものです。必要であれば、アクセス設備を持たない接続事業者間で合意した場合に設備共有する等、リスクを応分負担する枠組みを考えるべきです。  設備競争の否定に繋がる制度を一旦導入すれば、リスクを負って投資するインフラ事業者は今後現れなくなり、結果的に、技術イノベーションや利用者利便性向上は停滞します。さらには、日本をガラパゴス化に導き、日本の国際競争力を弱めることにも繋がると考えられます。	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	181
	意見提出者	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	[1 頁 9 行目] また光アクセス回線を取り巻く市場の競争環境は、NTT 東西殿へドミナント規制が課せられているにも関わらず、接続事業者が満足するには程遠いアンバンドル状況であって(光アクセス回線接続 8 分岐単位の問題、NGN アンバンドルにより他社音声通信サービスが提供できないこと等)、光アクセス回線の接続料の低廉化が進まないといった問題点もあげられます。これらを解決するとともに、新規事業者も参入しやすく利用率向上、市場の活性を目指すならば、NTT 東西殿アクセス回線網部門を完全分社化し、中立的な事業会社を設立すべきだと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、自らアクセス網の構築を行い、その設備を使ってお客様へサービスを提供してきました。その立場から意見を申し上げます。</p> <p>例えば、「光ファイバの 1 分岐貸し」制度は、設備投資リスクを負わない接続事業者のみが安価にアクセス網を調達でき、設備競争の否定に繋がります。このような制度が一旦導入されると、他のインフラ事業者の構築した設備に相乗りする事業戦略が一般化し、リスクを負って設備投資する事業者は今後現れないこととなります。その結果、技術イノベーションが停滞し、利用者利便性が向上しないと考えられます。</p> <p>また、NTT の一部を切り出して「アクセス部門会社」を設ける案につきましても、当該会社は NTT から、アクセス設備のみならず独占時代からの企業イメージや資金力をも引き継ぐことになり、結果的に公正競争環境が損なわれることとなります。</p> <p>以上のような施策の導入には、断固反対いたします。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	196
	意見提出者	東北インテリジェント通信株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 11 行目]</p> <p>(1) ブロードバンドの普及(利用率 30%→100%)について 利用率向上については、以下の現状がアクセス環境や料金水準のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っていると考えます。</p> <p>①国・自治体の負担で 100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は 3 割程度と全国平均と同水準となっている。</p> <p>②基盤整備がほぼ 100%に達し、比較的安価な ADSL が利用可能なブロードバンドでさえ、未利用者が 4 割近く存在する。</p> <p>③FTTH よりも携帯電話のほうが一世帯あたりの利用料金が高いにもかかわらず、普及率は圧倒的に携帯電話が高い。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、近畿 2 府 4 県のお客様にサービスを提供してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>弊社は、平成 15 年 11 月に eo 光テレビ(光 CATV サービス)、平成 16 年 9 月に eo 光電話(光 IP 電話サービス)の提供を開始しました。それらサービスの提供開始以降、利用者数が大きく伸長していることが確認できます。この点からも、利用率向上には、超高速ブロードバンドが必要となる、生活に密着した利活用策の充実が重要と考えられ、料金さえ安ければ利活用が進む、とは考えられません。</p> <p>利活用策の充実は一朝一夕には難しいですが、国・自治体や民間事業者が、それぞれの立場から提案し、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、サービス需要を喚起していくことが重要と考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	215
	意見提出者	株式会社STNet
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 20 行目]</p> <p>・例えば、NTT が整備済みの光ファイバー基盤をユーザ単位に貸し出す(いわゆる「一分岐貸し」)方式は、それを借りる事業者にとっては設備を「つまみ食い」することで特定のユーザに対しては安価にサービス提供できますが、そうした設備を全体として運用する NTT や、同様に投資リスクを負って設備を自ら構築している CATV 事業者や地域系通信事業者にとっては、きわめて不公平な競争を強いられることとなります。こうした「正直者が馬鹿を見る」制度は、投資意欲の低下によって中長期的にわが国の通信サービスの発展を妨げる一方、そうした地方で努力する事業者の退出によって地域経済の衰退にもつながります。</p> <p>さらに「一分岐貸し」を一旦導入しますと、設備・技術面での変更にあたっては設備を共同で利用している複数の事業者とすべての契約者の同意が必要になり、現実的には変更は困難です。これは技術のイノベーションを止めてしまうことを意味しており、ひいてはサービス面での進歩も停滞させることとなります。こうしたことから利用料金の低廉化のみに注目するのではなく、従来通り設備競争とサービス競争をバランスさせた政策の舵取りをお願いします。</p> <p>・また同様に NTT の一部を切り出して「アクセス部門会社」を設ける案についても、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事業者は、設備を自ら構築してきた CATV 事業者や地域系通信事業者に比べて優位な状況に立つこととなりますので、こうした不正な競争状況を作り出す案は不適切であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社は地域系通信事業者として、自らアクセス網の構築を行い、その設備を使ってお客様へサービスを提供してきました。その立場から意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>例えば、「光ファイバの 1 分岐貸し」制度は、設備投資リスクを負わない接続事業者のみが安価にアクセス網を調達でき、設備競争の否定に繋がります。このような制度が一旦導入されると、他のインフラ事業者の構築した設備に相乗りする事業戦略が一般化し、リスクを負って設備投資する事業者は今後現れないこととなります。その結果、技術イノベーションが停滞し、利用者利便性が向上しないと考えられます。</p> <p>また、NTT の一部を切り出して「アクセス部門会社」を設ける案につきましても、当該会社は NTT から、アクセス設備のみならず独占時代からの企業イメージや資金力をも引き継ぐことになり、結果的に公正競争環境が損なわれることとなります。</p> <p>近畿地域は、全国平均と比較して FTTH 世帯利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。この例は、事業者間の公正競争が利用者利便性の向上に大きく寄与していることを示しています。</p> <p>以上の点から、公正競争環境を損なうおそれのある諸制度の導入には、断固として反対いたします。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	215
	意見提出者	株式会社STNet
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[3 頁 33 行目]</p> <p>(光の道整備と NTT 経営形態議論の分離)</p> <p>つぎに NTT 経営形態のあり方については、光の道整備のために NTT 組織を変更するのではなく、わが国の通信分野における公正な競争状況の確保の観点から検討すべきものです。経済合理性の名の下で再統合を推し進めた場合には、公正な競争が行われなくなり、競争事業者が相次いで退出する事態を招き、最終的には利用者がより良いサービスを受ける機会を失うとともに、中長期的な成長を阻害する結果を招きかねません。</p> <p>したがって、NTT 経営形態の議論については、光の道整備の議論とは切り離し、冷静な議論をしていただくよう要望します。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争を展開してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>NTT の経営形態は、「アクセス整備」ではなく、「市場支配力」の観点から検討すべきであり、「光の道」整備とは別の議論であると考えております。</p> <p>拙速な議論の結果、公正競争を損なうおそれのある諸制度が導入されてしまうと、利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	232
	意見提出者	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[1 頁 24 行目]</p> <p>なお、利活用策が不十分なまま超高速ブロードバンド基盤を整備すれば、利用されない設備を生み出したり、公的支援(設備投資)に無駄を生じるおそれがありますので、この点をよく議論のうえ基盤整備に取り組む必要があると考えます。</p> <p>[1 頁 36 行目]</p> <p>こうしたことから、仮に超高速ブロードバンドが 100%の世帯カバー率になる、あるいは利用料金の低廉化が実現できたとしても、これらは必ずしも利用率の向上に直結するものではないと考えます。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、官・民それぞれの立場から利活用を進展させるための取り組みが重要であると考えます。</p> <p>民間事業者は、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、それぞれ切磋琢磨し、利活用を促進する新たなサービスや付加価値の創出に注力していくことが重要であると考えております。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社は地域系通信事業者として、近畿 2 府 4 県のお客様にサービスを提供してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>弊社は、平成 15 年 11 月に eo 光テレビ(光 CATV サービス)、平成 16 年 9 月に eo 光電話(光 IP 電話サービス)の提供を開始しました。それらサービスの提供開始以降、利用者数が大きく伸長していることが確認できます。この点からも、利用率向上には、超高速ブロードバンドが必要となる、生活に密着した利活用策の充実が重要と考えられます。</p> <p>利活用策の充実は一朝一夕には難しいですが、国・自治体や民間事業者が、それぞれの立場から提案し、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、サービス需要を喚起していくことが重要と考えます。</p>



「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	241
	意見提出者	多摩大学情報社会学研究所
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 11 行目]</p> <p>競争の促進とNTTの組織形態とに一定の関連性があることは理解できるが、「低廉な料金で利用可能となる」ことが、伝えられるような「NTT 東西からのアクセス分離・メタル移行の(強制)推進」で実現されるかは大いに疑問である。逆説的にいえば、メタル移行が本当に税金をかけずに、NTTの内部費用の振替で可能であれば、NTTはアクセスを分離しなくても当然そうするだろう。しかし、その場合も、NTTの市場支配力が強ければ、民間市場での料金値下げのインセンティブは発生しないから、料金の低廉化は直ちに起こると思えない。</p> <p>[2 頁 35 行目]</p> <p>・アクセス競争がなくなる</p> <p>現存する地域系電力会社、CATV 会社によるアクセスサービスが「国主導」で強制設置される NTT のアクセス会社に対抗できるとは考えられず、競争状態は事実上存在しなくなる。彼らの多くが市場から退出するとなれば、競争環境は事実上崩壊し、利用者にとっても事業者にとっても不幸な事態となりかねない。これは、大きなマイナスと考えられる。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争を展開しております。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>NTT の経営形態は、「アクセス整備」ではなく、「市場支配力」の観点から検討すべきであり、「光の道」整備とは別の議論であると考えております。</p> <p>現状においても、独占時代からの企業イメージや資金力から NTT グループが有利な事業活動を進めている中、それを引き継いだ巨大インフラ会社が設立されると、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	242
	意見提出者	北陸通信ネットワーク株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 25 行目]</p> <p>市場のコンテンツを利用するための通信環境として、ADSLレベルで十分と感じている人が世の中には多数存在します。また、現在の世帯ARPUはFTTHより携帯電話が高いにも関わらず、普及率はFTTHより携帯電話が圧倒的に高いのが実状です。このことから分かるように、普及率の向上には料金水準が重要ではなく、超高速ブロードバンド環境に見合うコンテンツの必要性を高めることが重要と考えます。従いまして、国、自治体及び民間が一体となり利活用を促進することで普及率100%により早く近づくと考えます。現状の普及率30%に対して、利活用を促進する新たなサービスや付加価値を提供するなど事業者の民間努力により引き上げるための対策を講じると共に、公的支援をそこに投入して頂くことを考えております。利活用促進の具体的な対象分野として、「行政分野」、「医療・福祉分野」、「教育分野」が考えられます。例えば、交通情報や災害情報の映像提供、レントゲン映像等を見ながらの遠隔地での診察、電子教科書や講義のネット配信などが考えられます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、近畿2府4県のお客様にサービスを提供してきました。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>弊社は、平成15年11月にeo光テレビ(光CATVサービス)、平成16年9月にeo光電話(光IP電話サービス)の提供を開始しました。それらサービスの提供開始以降、利用者数が大きく伸長していることが確認できます。この点からも、利用率向上には、超高速ブロードバンドが必要となる、生活に密着した利活用策の充実が重要と考えられ、料金さえ安ければ利活用が進む、とは考えられません。</p> <p>利活用策の充実は一朝一夕には難しいですが、国・自治体や民間事業者が、それぞれの立場から提案し、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、サービス需要を喚起していくことが重要と考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 23 行目]</p> <p>普及促進のためには、国民が超高速ブロードバンドの導入に対してインセンティブを感じるような方策と、公正競争の促進が必要である と考える。</p> <p>① 設備競争によるインフラ設備の技術革新とそれによるコスト削減、機能増強（増速や機能追加等）</p> <p>② サービス競争による多種多様なサービスの開発及び質の向上</p> <p>上記 2 点は、健全な競争環境を通じて、国民に対して魅力ある超高速ブロードバンドサービスの低廉な料金での提供を行ううえで、必要不可欠と考える。</p> <p>設備競争が実施されない状態では、インフラの技術革新や普及に対するインセンティブが働かず、新たなインフラ技術を利用した、多種多様なサービスの開発も行われぬ。</p> <p>設備競争とサービス競争はあくまで両輪として、促進されるべきであり、そのためにも新たな独占状態になりかねないインフラ整備の特定一社対応は行わず、市場に対応をゆだねるべきである。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、自らアクセス網の構築を行い、その設備を使ってお客様へサービスを提供してきました。その立場から意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>近畿地域は、全国平均と比較して FTTH 世帯利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。これは、公正な競争環境に基づく事業者間競争が機能したためと考えます</p> <p>弊社は、平成 17 年 7 月に当時日本初となる FTTH1 ギガサービスを開始しました。このサービスは、他社との競争に打ち勝つため OSU～光ファイバ～ONU 全体の技術開発により実現したものです。このように、新たなサービスの創出や、サービスの高度化・多様化には、新たな設備構築が必要です。</p> <p>インフラ設備を特定 1 社に委ねることは、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	248
	意見提出者	九州通信ネットワーク株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 32 行目]</p> <p>[NTT の組織形態の在り方について]</p> <p>○NTT の組織形態につきましては、「光の道」の整備の観点のみで議論すべきではなく、NTT 内の情報ファイアーウォールの強化、強大な市場支配力に着目したドミナント規制のあり方などの課題を整理した上で、アクセス網保有部門のあり方を熟考すべきであります。</p> <p>○また、アクセス網保有部門の再編を条件に、現在、事業運営が制限されている NTT グループ各社に対する規制の見直しについても、実施すべきでないと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争を展開しております。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>NTT の経営形態は、「アクセス整備」ではなく、「市場支配力」の観点から検討すべきであり、「光の道」整備とは別の議論であると考えております。</p> <p>現状においても、独占時代からの企業イメージや資金力から NTT グループが有利な事業活動を進めている中、それを引き継いだ巨大インフラ会社が設立されると、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	258
	意見提出者	イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	[3 頁 26 行目] ・光ファイバ接続料の低廉化 現在の NTT 東西の光アクセスのアンバンドルルールでは、光ファイバ1 芯単位、もしくは8 分岐単位毎での接続となっているため、収容効率が見込めない新規参入事業者では、料金競争力を保つことが出来ず(接続料金と利用者料金の実質的な逆ザヤが発生)、実態上の参入障壁となっています。 そのため、従来議論されてきた OSU の共用を行わない場合であっても、分岐端末回線単位(主端末部分含む)での接続料の設定を行うことにより、低廉化を実現すべきと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、自らアクセス網の構築を行い、その設備を使ってお客様へサービスを提供してきました。その立場から意見を申し上げます。</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定には、2 点の問題があります。1 点目は、設備共用による技術イノベーションの阻害です。メタルと異なり、今まさに進化中の光アクセスにおいて設備共用すると、現状設備の利用率向上に注力し、新しい設備導入に消極的になる等、誰にも技術イノベーションに対するインセンティブが働かず、結果的に光アクセスの進化を止めることとなります。</p> <p>2 点目は、設備コストに基づかない料金設定です。設備構築に8/8 のコストを要するにも関わらず、接続事業者は使う分だけ接続料を支払えば良いとすると、インフラ事業者が残り全ての投資リスクを被ることとなります。設備利用率が上がるまでのコスト負担、利用率が本当に上がるかわからない中での投資リスクを、一方的にインフラ事業者が負い、接続事業者はそのコスト負担やリスクが生じないという仕組みはあり得ません。必要であれば、アクセス設備を持たない接続事業者間で合意した場合に設備共有する等、リスクを応分負担する枠組みを考えるべきです。</p> <p>以上のように、分岐端末回線単位の接続料設定は、OSU の共用・専用に関わらず、設備投資リスクを負わない接続事業者のみが一方的に優位になるだけでなく、アクセス網の高度化・多様化が停滞し、ひいては利用者利便性の向上にも繋がらないと考えております。</p> <p>これは、日本をガラパゴス化に導くものであり、日本の国際競争力を弱めることに繋がると考えますので、分岐端末回線単位の接続料設定の制度化には断固反対いたします。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[2 頁 25 行目]</p> <p>ブロードバンドの基盤整備については、冒頭でも述べたように、設備競争を後退させることなく、民間主導により行うことが原則です。</p> <p>未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。</p> <p>効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです(※1)。</p> <p>海外の事例を見ても、例えば米国においては、各地域を業務範囲とする多数の小規模な電気通信事業者やCATV事業者を活用して、全国レベルでブロードバンドの整備が進められています(※2)。</p> <p>当社の試算によれば、エリアによっては条件次第で、例えばWiMAXの方がFTTHよりも整備コスト・維持コストともに安価になると考えられるケースがあります(別紙参照)</p> <p>未整備エリアについては、基本的に採算ベースでの基盤整備は困難と想定されますが、当社としても、政策目的を踏まえ、他のエリアでの基盤整備とあわせて「光の道」整備の一翼を担う用意があります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>意見提出者の意見に賛同いたします。</p> <p>インフラ整備を特定1社に委ねることは、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、更には利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p> <p>また、CATV アクセス、WiMAX 等の無線アクセス、さらに今後展開が予定されているLTEは、FTTHに匹敵する技術であり、また、これらの技術を採用することで、地理的条件によってはFTTHよりも低コストで基盤整備ができる場合があるものと考えます。</p> <p>そのため、固定アクセス・無線アクセスのハイブリッドでの基盤整備を前提に、様々なアクセス手段から、地域事情や地理的条件に合った最も効率的に整備できるものを選択することで、基盤整備に係る投資の最小化が図られるものと考えます。</p> <p>なお、当社としましても、「光の道」構想の主旨を踏まえ、基盤設備に積極的に取り組んでいく所存です。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[4 頁 42 行目]</p> <p><b>【設備競争の重要性】</b></p> <p>今後も国民に低廉な料金で革新的な電気通信サービスを提供し続けるためには、NTT グループのアクセス系インフラ設備の独占状態を改める必要があります。そのためには、これまで新規参入事業者としてリスクを取って設備投資を行い、NTT グループに”End - to End“ベースでの競争を挑んできた通信事業者が、さらに積極的に投資を行い、より広範に設備競争が可能となるような枠組みを維持、強化することが重要です。</p> <p>そもそも電気通信市場においては、対等な競争を行うためには、全ての設備を自ら設置し、技術、設備、サービス等の総合的な競争を行うことが望ましいと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、自らアクセス網の構築を行い、その設備を使ってお客様へサービスを提供してきました。その立場から意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>近畿地域は、全国平均と比較して FTTH 世帯利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。これは、公正な競争環境に基づく事業者間競争が機能したためと考えます。今後も、自ら積極的に投資を行った事業者こそが利用者から選好されるような、健全な競争環境を維持することが極めて重要です。</p> <p>例えば、一部事業者が提唱している「光ファイバの 1 分岐貸し」のように、設備投資リスクを負わない接続事業者のみが安価にアクセス網を調達でき、設備競争の否定に繋がるような制度の導入には、断固として反対します。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	別紙参照
上記の意見内容に対する再意見		別紙参照



提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>まず、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤100%整備の主体を担います。この際、き線点までの整備のみでなく、各世帯までの光回線を引き込むことを基本としますが、当該整備に係る設備投資額は約2.5兆円と試算しています。(詳細は後述)</p> <p>また、本設備構築については、5年間での実現可能性と収益性に係る検証が必要となりますが、前者については、工事の効率化により、期限内での対応が可能であり、後者については、メタル回線の撤去による費用削減効果等により、公的支援に依らず、アクセス回線会社を黒字経営可能な安定的な事業体とすることが可能と弊社共は考えています。</p> <p>以下に、弊社共の提案を詳述します。</p>	<p>弊社は、地域系通信事業者として、長年、光アクセス設備を構築しつつ、ICTの普及促進に取り組んできました。その実績・経験を踏まえると、意見提出者の提案には、様々な疑念があり、結果的に公的支援の投入に繋がり、最終的に国民につけを回すことになるものと危惧いたします。</p> <p>そもそも、全く関係のない「『光の道』整備」、「メタル回線の撤去」、「NTT の経営形態」の3つを関連付けている点に、理解に苦しむところではありますが、このような関連付けが、結果的に、「NTT の構造分離」が実施されなければ、「『光の道』整備」や「メタル回線の撤去」を認めないとの意見提出者の論調に繋がっているものと考えます。</p> <p>弊社としましては、「『光の道』整備」は、利活用策の充実を図りながら設備競争・サービス競争の両立のもと実現していくべきもの、「メタル回線の撤去」は、その必要性和維持コストを十分精査しながら検討していくべきもの、「NTT の組織形態」は、市場支配力の観点から検討していくべきものと考えております。それぞれ別の問題として、それぞれの観点から検討することが肝要であり、不要な関連付けにより、最優先で実現するべき「『光の道』整備」に向けた取組みを停滞させてはならないと考えます。</p>
<p>(1) アクセス回線会社の設立</p> <p>現在の世帯カバー率90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分がNTT東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富なNTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。</p> <p>なお、アクセス回線会社の設立については、公正競争環境等にも配慮して検討することが必要不可欠ですが、これについてはイにて後述します。</p>	<p>現状においても、独占時代からの企業イメージや資金力からNTTグループが有利な事業活動を進めている中、それを引き継いだ巨大インフラ会社が設立されると、地域系通信事業者やCATV事業者が担ってきた設備競争は事実上消失します。</p> <p>近畿地域は、全国平均と比較してFTTHの利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。これは、公正な競争環境に基づく事業者間競争が機能したためと考えます。この競争が無くなれば、料金低廉化・サービス多様化が進まなくなることは自明です。</p> <p>そのため、意見提出者の意見には断固反対いたします。</p>

提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>(2) 光アクセス基盤100%整備に要する2.5兆円の内訳</p> <p>④引込み線の整備費用 当該区間における部材費、工事費等の1回線当たりの費用を積算し、これに光未整備回線数を乗じることで、算出しています。</p> <p>⑤宅内光回線・機器の整備費用 宅内光回線区間における部材費、工事費等の1回線当たりの費用、及びONU/TA費用を積算し、これに光未整備回線数を乗じることで、算出しています。</p>	<p>まず、集合住宅の整備費用の取扱いが不明確であります。現在、集合住宅については、既存の棟内配線を利用したVDSL方式でのサービス提供が中心と考えますが、これを光配線方式に全て置き換えるだけでも、相当な費用がかかるものと推計します。</p> <p>次に、部材費・工事費・宅内機器等の合計額を、現状の約1/3として積算されている点にも疑問があります。後述のとおり、弊社では既に効率的に工事を行っており、更なる効率化によるコスト削減効果は自ずと限界があり、仮に光ファイバを残り全ての世帯に引き込むとすると、1年間で現状の約3倍の工事量をこなす必要があります。</p> <p>ケーブル敷設工事においては、労務費が殆どであるなか、約1/3の工事費で、約3倍の工事量を工事会社をお願いするのは、一般的に理解しがたいものと考えます。少なくとも、無理な工事費削減は、工事品質の低下や安全上の不備等の問題を惹起する等、結果的に光ファイバ敷設工事を停滞させることにもなりかねませんので、慎重な検討が必要です。</p> <p>以上を踏まえると、意見提出者が提示する2.5兆円より、大幅に増える可能性があります。</p>
<p>⑥離島・その他の整備費用 総務省「離島におけるブロードバンド化促進のための調査研究」(2007年3月)にて算出されている離島整備費用と、総務省「デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(2008年3月)」にて算出されている条件不利地域の整備費用を積算することで、当該地域全回線分の費用を求め、ここから既設の整備費用を減算、その他予備費用等を加算することで、算出しています。</p>	<p>総務省「デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(2008年3月)」の23頁(参考1)によりますと、ブロードバンド未整備世帯数の想定は「約220万世帯」となっておりますが、これはADSLも含めた場合の未整備世帯数です。光ファイバのみに限定した算定にあたっては、FTTH未整備世帯数「約460万世帯」(【全世帯4,900万世帯×未整備率10%－離島30万世帯】より算出)を使うべきです。</p> <p>また、当該報告書において、1世帯あたりの整備費用として、「14.7万円～31.1万円」が示されていますが、条件不利地域の整備費用としては「31.1万円」を使うべきです。</p> <p>以上の諸元を基に、条件不利地域の整備費用を求めると、1兆4,306億円となります。この値は、意見提出者が示す当該費用とは1兆円以上の差異があり、結果して意見提出者が提示する2.5兆円より、大幅に増える可能性があります。</p>

提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>(3) 5年間で工事が完了する根拠</p> <p>アクセス回線会社の整備対象となる回線数は、住宅用回線4,900万回線及び事業用回線1,300万回線を合算した6,200万回線から2010年度末予想光敷設済回線数の約2,000万回線を差し引いた約4,200万回線と推計しています。</p> <p>この約4,200万世帯に対し、光アクセス基盤を5年で整備するためには、効率的な工事実施が必要となります。</p> <p>現在の光回線工事は個別ユーザの申し込みごとに行っており、ユーザの指定する場所が離れていることや施工時間が合わないことも多く、1日の工事件数に限界があります。</p> <p>しかしながら、地域を指定し、一定の期間において一括で工事を行うことで、1施工班当たりの1日の工事件数を3件に増やすことが可能となります。施工班が年間240日勤務を行うと仮定した場合、1施工班当たり年間720件の工事が可能となりますので、5年間で4,200万回線を整備するためには、施工班は約12,000班必要となります。1施工班の編成は工事従事者2名＋ガードマン1名を基本として考えていますが、現在、全国の電気通信工事従事者の数は約14万人となっており、12,000班の編成が十分に可能な規模であると言えます。</p> <p>以上のことから、12,000班×720件/年×5年＝4,320万となり、約4,200万回線の工事は5年間で十分可能と考えます。</p>	<p>弊社では、地域を限定し、幹線部分を計画的・効率的に敷設する工法は既に採用しております。さらに工事施工班単位で見ても、一定の期間における一括工事を実施しております。従いまして、意見提出者のご指摘は、現在実施している工法に代わるものではなく、さらなる効率化になるものでもありません</p> <p>また、光ファイバ工事には融着等の特殊な技能を必要とするため、工事要員を育成するにも時間がかかります。加えて、技能が不十分な作業員が工事を行えば、現場管理や工事品質の低下を招くこととなります。さらに、2016年以降の当該要員の雇用確保といった現実的な課題についても考慮する必要があります。</p> <p>このようななか、光ファイバ工事に必要な技能の有無を確認せず、単純に「全国の電気通信工事従事者の数が約14万人」となっていることでもって、「12,000班の編成が可能」と結論付けられていることに、甚だ疑問があります。</p> <p>なお、少なくとも無理な工事費削減は、工事品質の低下や安全上の不備等の問題を惹起する等、結果的に光ファイバ敷設工事を停滞させ、ひいては利用率向上の弊害となりにかねないことから、その点に十分配慮しつつ、工事会社と意思疎通を図りながら、必要な工事力の確保に向けて取り組む必要があると考えます。</p>

提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>(4) メタル回線撤去の必要性</p> <p>メタル回線撤去の具体的な効果としては、現在メタル回線の維持費として約7,600億円、光回線の維持費として約3,100億円、合計1兆700億円の費用が年間で計上されているものを光回線分のみに行うことができるため、維持費が年間約5,200億円で縮小します。結果として、約5,000億円の費用削減が可能となります。</p>	<p>弊社の実績データでは、光ケーブルの維持費の内、約半数は「土地区画整備等に伴う支障移設費」が占めており、これはケーブル種別を問わずに発生する費用です。</p> <p>加えて、仮にメタルケーブルを撤去しても、道路占用料や保守人件費等の固定費がなくなるわけではなく、メタルケーブルと光ケーブル両方に按分されていた費用があれば、全額光ケーブルに配賦されることになると考えます。</p> <p>そのため、仮にメタルケーブルを光ケーブルに取り換えても、意見提出者が示すような維持費の大幅な削減には繋がらないと考えます。</p> <p>確かに、中長期的にみると、光ケーブルの重要度が増すものと考えますが、そもそもメタルケーブルやメタルならではのサービスを完全に無くしてよいのか等を、十分精査のうえ、慎重に検討することが必要と考えます。</p>
<p>なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。</p>	<p>現在の加入電話の料金水準は、施設設置負担金(NTT 民営化当時 72,000円)があったからこそ、実現しているものと考えますので、当該原資のない光IP電話で、「固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で利用可能」とする料金設定は、現時点では困難と考えます。</p>
<p>(5) アクセス回線会社の資金調達</p> <p>弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。</p> <p>光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。</p>	<p>メタルと光ファイバが併存している「光の道」整備中に、フリーキャッシュフローがどの程度になるかが問題と考えます。</p> <p>仮に、「未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフロー」を生み出せたとしても、それまでの間の財務状況が悪ければ、破たんし、結果的に公的支援を投入する事態になると考えます。</p>

提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>前述のとおり、「光の道」はアクセス回線会社が主体となり、2015年までに全世帯を整備することが可能と考えます。その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約1,000万のADSLユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。この結果、有料の光ブロードバンド利用率は、現在の約33%から約60%に上昇します。</p>	<p>ADSL 等ユーザを、強制的に光ブロードバンドサービスに移行させることに、ユーザの理解が得られるのか疑問のあるところです。</p> <p>また、メタルと異なり、施設設置負担金(NTT 民営化当時 72,000 円)と同様の原資のない光ファイバを用いたサービスで、ADSL と同水準の料金を設定するのは困難と考えます。</p>
<p>有料の光ブロードバンドサービスを必要としない世帯に、有料サービスの利用を強いることは当然のことながら不可能であることから、残り40%の世帯に対しては別の形で利用率向上を図る必要があります。具体的な弊社共の提案は次のとおりです。</p> <p>まず、「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi機能を具備するアダプタ(ONU/TA)を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。</p>	<p>産学官が連携のうえ、公的サービスの利用環境整備を推進することには賛同いたしません。</p> <p>しかしながら、意見提出者の提案のように「電子教育・電子医療・電子行政等の公的サービスを、全ての世帯において無料で利用可能」とする場合、公的サービスの提供に際しても、宅内機器を含めたアクセス設備、トラフィックを処理するためのバックボーン設備、利用者管理や問合せ対応の体制等、様々な設備・体制が必要であるなか、その構築コスト、特に日常的に発生する維持・運用コストを誰が負担するかが問題となります。</p> <p>これらコストを負担するのが、公的サービスの提供者、すなわち国や自治体とすると、かなりの財政出動が必要になるものと思います。また、特定の事業者が担うにしても、そのコストは、一部の有料サービス利用者が支払った料金から捻出することになりますので、利用者の理解が得られるとは思えません。</p> <p>加えて、技術革新がまだまだ続くにもかかわらず、サービス提供の終端である宅内機器をインフラ会社1社で提供することは、サービスや技術の発展をなくすものです。これこそ、日本をガラパゴス化に導くものであり、もともと目指していた国際競争力強化どころではなく、競争力を弱めるものと考えます。</p> <p>利活用策の充実は一朝一夕には難しいですが、国・自治体や民間事業者が、それぞれの立場から提案し、公正競争環境のもと、活発な設備競争とサービス競争を展開するなかで、サービス需要を喚起していくことが重要と考えます。</p>

提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>また、光ブロードバンドが全世帯に整備されることで、公的サービス以外にも光ブロードバンドインフラを利用した魅力的なサービスやアプリケーションが登場してくることが予測されます。さらに、NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。</p>	<p>基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在する等の状況を踏まえると、何よりも利活用策の充実が大事であり、単にインフラを整備するだけでは、利用率向上への効果が限定的であるうえ、投資回収の困難化等により最終的に国民にツケを回すことになりかねないと考えます。</p> <p>そのため、利用率を向上させるためには、ブロードバンドサービスを、生活必需サービスに昇華させるべく、官・民それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが重要と考えます。</p>
<p>また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL以下になるものと想定しています。</p>	<p>意見提出者の意見のとおり、「構造分離により新設されたアクセス回線会社は、純粋に設備稼働率向上を目指す」こととなります。</p> <p>メタルと異なり、今まさに進化中の光アクセスにおいて、「純粋に設備稼働率向上を目指す」と、新しい設備導入に消極的になり、技術イノベーションに対するインセンティブが働かず、結果的に光アクセスの進化を止めることとなります。</p> <p>これにより、アクセス網の高度化・多様化が停滞し、ひいてはサービスの利用者利便の向上も阻害することとなります。</p>
<p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションが登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>	<p>基盤整備がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在する等の状況を踏まえると、何よりも利活用策の充実が大事であり、「NTT東西の構造分離を推進すること」が利用率向上に繋がるとは考えられません。</p> <p>利用率を向上させるためには、ブロードバンドサービスを、生活必需サービスに昇華させるべく、官・民それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが重要と考えます。</p>

提出された意見内容(該当部分)	左記の意見内容に対する再意見
<p>逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤100%整備を推進した場合、NTT東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既にNTT東西殿の独占的状态となっている市場環境(NTT東西殿の光サービスシェアは74.4%(総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成21年度第4四半期(3月末))」)より)をさらに悪化させることとなります。</p> <p>このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。</p>	<p>そもそも、全く関係のない『光の道』整備、「メタル回線の撤去」、「NTTの経営形態」の3つを関連付けている点に、理解に苦しむところではありますが、このような関連付けが、結果的に、「NTTの構造分離」が実施されなければ、「『光の道』整備」や「メタル回線の撤去」を認めないとの意見提出者の論調に繋がっているものと考えます。</p> <p>弊社としましては、「『光の道』整備」は、利活用策の充実を図りながら設備競争・サービス競争の両立のもと実現していくべきもの、「メタル回線の撤去」は、その必要性和維持コストを十分精査しながら検討していくべきもの、「NTTの組織形態」は、市場支配力の観点から検討していくべきものと考えております。</p> <p>それぞれ別の問題として、それぞれの観点から検討することが肝要であり、不要な関連付けにより、最優先で実現すべき『光の道』整備に向けた取組みを停滞させてはならないと考えます。</p>
<p>(1) 今後の議論の進め方</p> <p>「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p> <p>具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICTを利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>- インターネットライブ中継</li> <li>- インターネットを利用した双方向討議</li> </ul> </li> <li>・ 熟議の民主主義 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 時間制限なしの徹底討論</li> <li>- 当事者が直接討論等</li> </ul> </li> </ul>	<p>「光の道」構想に関しては、総務大臣、総務副大臣(情報通信担当)及び総務大臣政務官(情報通信担当)並びに各部会の座長及び座長代理から構成される「政策決定プラットフォーム」並びにその下に置く4つの部会で構成される「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」にて、検討されております。</p> <p>当然開かれた議論は必要と考えますが、基本的には当該タスクフォースでのご議論いただくべきものと考えます。</p>

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279, 280
	意見提出者	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	[東:別紙2頁32行目、西:別紙3頁1行目] なお、現在の諸環境の下では、国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっており、このことはアクセスの環境のみを整えても利活用が進むわけではないことを物語っており、ICT利活用のさらなる推進が必要であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>現在、ブロードバンド世帯カバー率がほぼ100%に達し、比較的安価なADSLが提供されているにもかかわらず、ブロードバンドの未利用者が40%近く存在します。</p> <p>また、携帯電話は、FTTHよりも一世帯あたりの通信料負担が大きいかかわらず、圧倒的に普及率は高くなっています。</p> <p>これらの点から、単にインフラを整備する、あるいは料金の低廉化を図るだけでは、利用率向上への効果が限定的であると考えられます。利用率向上のためには、行政・民間事業者それぞれの立場から利活用策を提案する等して、その利用に向けたインセンティブを高めていくことが何より重要と考えます。</p>	



「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279, 280
	意見提出者	東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	[東:別紙5頁13行目、西:別紙5頁16行目] さらに、設備のオープン化は既に世界で最も進展しており、これ以上の開放は、イノベーションや投資インセンティブを損なうとともに、電力系光サービスやCATVブロードバンド等との競争環境を激変させるものであることから、実施すべきでないと考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は地域系通信事業者として、自らアクセス網の構築を行い、その設備を使ってお客様へサービスを提供してきました。その立場から意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>設備のオープン化に関し、一部事業者が提唱している「光ファイバの1分岐貸し」については、設備投資リスクを負わない接続事業者のみが安価にアクセス網を調達でき、設備競争の否定に繋がるものですので、このような制度導入には、断固として反対します。</p> <p>このような施策をとった場合、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[1 頁 15 行目]</p> <p>① 「10%」エリアの精査</p> <p>NTT東西の未整備エリアである約「10%」の中には、ケーブルテレビ事業者が自らリスクを取り、既にネットワーク基盤を整備しているエリアが存在し、これらのエリアで既に0ABJ 電話や30Mbps を超える超高速インターネット接続サービスの提供がなされているケースが少なからず存在します。また、地方自治体が自ら光ファイバ網等を整備し、IRU方式でケーブルテレビ事業者等に運営させている事例も多数見られるところです。</p> <p>さらには、FTTHが整備されていない地域でも、ケーブルテレビ施設が敷設されていたり、また近隣までケーブルテレビ事業者のネットワークが敷設されていたりする場合には、これをアップグレードすることで、比較的低コストで超高速ブロードバンド網を整備することも可能となっています。</p> <p>このような地域については、新たに一からアクセス網の整備を行う必要がない可能性があり、超高速ブロードバンド網整備の前提として、こうした「未整備地域」の正確な把握、及び今後の整備対象範囲の明確化を行うことが不可欠と考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>超高速ブロードバンド未整備エリア(約10%の世帯)を算定する際に、ケーブル事業者のネットワークが含まれていないならば、まずは、その実態把握を行うべきと考えます。同様に、無線アクセスのネットワークの状況も把握する必要があると考えます。</p> <p>これは、超高速ブロードバンド基盤整備にかかるコストを算出するうえで極めて重要でありますし、既存のネットワークをアップグレードすることで、比較的低コストで超高速ブロードバンド網を整備することが可能であるならば、「光の道」実現のためには、CATV・無線アクセス等を十分に活用すべきと考えます。</p> <p>また、FTTHであっても、近畿圏では、NTT 西日本と弊社で整備エリアが一致しているわけではありません。例えば、公的支援を得る等して整備した地域においては、弊社のみがアクセス網を整備しております。</p> <p>この点を踏まえても、超高速ブロードバンド未整備エリア(約10%の世帯)が、どの程度存在しているか、詳細に実態把握することが重要であると考えます。</p>	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>[3 頁 14 行目]</p> <p>◆設備競争の確保は、利活用促進の生命線</p> <p>近畿地域における事例を紐解くまでもなく、これまでも複数の事業者が複数のネットワークインフラを整備し、設備競争を実施してきたことにより、サービス提供エリアの拡大、低廉な価格の実現、サービス品質の向上等を果たしてきたことは明らかであり、公正な競争原理が健全に機能することが、結果として利用者の利便性の向上、投資コストの低減、市場の拡大及び効率化努力等を通じた事業者の収益性に繋がってきたといえます。</p> <p>このようなことから、少なくとも超高速ブロードバンド網を整備する主体を、現在一つの案として検討されているような、独占的な事業者一社に限定する案では、上述のようなメリットを放棄するだけでなく、ネットワーク利用料の高止まりやサービス・保守運用の水準劣化、ネットワーク技術革新の停滞等の弊害をもたらし、ひいては利活用の低下につながる恐れが極めて高いといえます。</p> <p>いずれにしても、多様な者による多様なネットワークの整備と利活用、そしてこれらの者・網間の公正な競争こそが、国民消費者の利便性向上に最も資するものと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>弊社は地域系通信事業者として、NTT 西日本と設備競争・サービス競争をしております。その立場から、意見提出者の意見内容に賛同いたします。</p> <p>近畿地域は、全国平均と比較して FTTH 世帯利用率が高く、また関東地域と比較して利用料が低廉です。これは、公正な競争環境に基づく事業者間競争が機能したためと考えます。弊社の事業活動は、利用者利便性の向上及び地域経済の発展に大きく貢献していると自負しています。</p> <p>国の主導による巨大インフラ会社の設立は、公正競争環境が損なわれ、設備競争・サービス競争による健全な情報通信市場の発展、さらには利用者利便性の向上、料金の低廉化を停滞させることになると考えます。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	サイバーリンク株式会社
-------	-------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有 料の光ブロードバンド契約の有無にかかわらず、前述 の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯にお いて無料で利用可能とするものです。
上記の意見内容に対する再意見		弊社は、高速インターネット環境の普及が公共サービス や教育・福祉の効率化と利便性の充実に寄与すべきと の立場から、上記部分の提案に賛成いたします。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	サイバネットシステム株式会社
-------	----------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		現在の日本では、内需低迷、デフレ、産業の空洞化、医療格差や学力の低下といった様々な問題が起きており、情報へのアクセス及び、情報の活用がより一層重要になると考えられます。 よって、高度な情報化社会の構築に向け、「光の道」構想の実現が必要と考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金の投入は、現在の我が国財政を圧迫しかねない為、民間主導での効率的な整備の実現も、模索すべきではないかと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		トータルコストの削減は、料金の低廉化につながる為、重要な事項のひとつと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		前述の通り、民間主導での整備も模索すべき方法のひとつと考えます。

<p>「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見</p>	<p>提出された 意見内容 (該当部分)</p>	<p>NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>社会の重要なインフラであるため、安定的なサービス提供を前提とした上で、各社の競争の活性化により、光ブロードバンド料金の低廉化や魅力的なサービス・アプリケーションが生まれることで、国民生活の向上や経済の発展につながることは、望ましいことであると考えます。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	アクロニス・ジャパン株式会社
-------	----------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	弊社共の提案ポイントの一つは、光アクセス基盤を100% 敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生 させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、 ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル の維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	<p>現在、メタル回線と光回線が二重で敷設されており、維持費も二重で発生してしまっていることから、非常に非効率なネットワーク構成となっています。この非効率性が、光サービス料金低廉化を阻害している一つの要因といえます。光サービスの普及率を向上させるためにはサービスを利用するユーザーがメリットを享受できる価格帯すなわち光サービス料金の低廉化が必要である。その施策としてメタル回線を撤去することで、「ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータル維持費を大幅に削減する」というソフトバンクの意見に賛同します。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会 社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門 を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「ア クセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセ ス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担い ます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛同致します。</p> <p>NTT の構造並びに資本分離を行うことにより、公正公 平な競争が促進され、結果として国民が利益を享受可 能になると考えます。</p> <p>(市場を独占している限り競争が活性化しない。電話回線 とアナログモデムを利用したダイヤルアップから ADSL に シフトしたときのように、光の道においても転換が必要)</p>	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	アクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備運営 会社を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アク セス基盤 100%整備の主体を担います。また本設備構築 については 5 年間での実現可能性と収益性に係る検証 が必要となります。
上記の意見内容に対する再意見	5 年という短期間で光の道を整備するにはこの方法が ベストであり、現実的な方法と考えます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社中海テレビ放送
-------	-------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ 光利用率向上について (4)メタル回線撤去の必然性 (前略)…NTT 東西殿の構造分離による公正な競争環境 の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンド の料金が現在より低廉なものになり…(後略)
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見番号 269 が言うところの「アクセス回線会社」という光インフラを敷設する独占的事業者を設立し、その事業者が敷設するインフラで全国整備する、ということが、公正な競争環境の実現に繋がり、光ブロードバンドの料金の低減に繋がる、という主張に反対。</p> <p>サービス価格の低減は競争があってこそはじめて成り立つもので、競争の無いところでのサービス価格の低下は通常考えられない。このことは、ADSL ではサービス開始後しばらくはサービス価格が高止まりしていたが、意見番号 269 を提出した事業者が参入して適正な競争環境を作ると、サービス価格は一気に低下したことや、FTTH では近畿地方において電力系事業者の参入により NTT 西日本、ケーブルテレビ各社との激しい競争によりサービス価格が他地域に比べて低下したことなどの例を紐解くまでも無く、明らかである。ちなみにいずれの場合においても、加入者増という明確な成果を招来しており、そういう意味で意見番号 269 を提出した事業者の貢献は大であったと評価している。</p> <p>独占的事業者がサービスを提供するにも関わらず、事業者間の競争が活性化され、料金が低廉となる、という主張は、少なくともネットワークインフラに関わる料金に関して言えば、何ら根拠が無いものであり、その具体的根拠を示すべきである。</p> <p>又、ネットワーク上で提供されるアプリケーションサービスに視点を移しても、あくまでも利用者視点において「本当に使いたいサービス」「便利なサービス」の有無によって、競争が活性化し、結果として価格が低廉なものになるのであって、インフラが独占的事業者による提供であるこ</p>	

とは直接的に関係するものではないと考える。

当社は先の意見提出にあたり、意見番号 255 にて申し上げた通り、6 チャンネルにも及ぶ地域コミュニティチャンネルを編成し、鳥取県西部にお住まいの皆様には欠かせない地域情報を提供している。これはケーブルテレビサービス上でのサービスであるが、ブロードバンドサービスにおいても、昨今のマルチスクリーンのサービス検討が進んでいる中、同じことが言える。こういった地域に密着した情報・サービス・アプリケーションの提供こそが超高速ブロードバンドサービスの利用率向上の為に繋がるのであり、利活用率を向上させる為の前提として「NTT 東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現」とするのは、理論の飛躍が過ぎ、根拠に欠ける主張であることを指摘する。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	(株)ケンコー
-------	---------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	税金を投入することなく、低コストで全世帯を光回線にし、国民生活を便利にできることは、とても大きなメリットだと思います。また、教育や医療の場で活躍することにも大きな期待をよせております。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	パナソニック株式会社
-------	------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	250
	意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
	提出された 意見内容  (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高速ブロードバンドの整備率が90%であるのに対して、利用率が30%と低迷している事実から洞察されるのは、インフラの設備競争よりも、その上で展開されるサービスにブロードバンド事業の重点が移ってきているということと考えます。</li> <li>・超高速ブロードバンドの利用率向上のためには、公共・民間・家庭等が率先して活用可能な様々なアプリケーション、サービスを充実させ、利用を促進させることが最重要課題と考えます。</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に、賛同いたします。</p> <p>「情報通信技術の利活用促進」は、先般政府がまとめた新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」のなかでもとりわけ重要な政策であり、ICTが全ての成長分野の基盤となることを深く認識し、「スピード感あふれた」取組みを期待しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現利用率30%を向上させることが重要と考えます。 利用率向上には、超高速回線だからこそ実現できる、高精細映像による利活用を強化すべきであると考えます。</li> <li>・たとえば、『環境』『医療』『教育』への活用が考えられます。 環境分野では、政府、官庁が自ら、『移動しないエコ』として、『ハイビジョンテレビ会議システム』の活用があります。また、『官宿舎内にテレワークルーム』を設置し、災害や新型インフルエンザなどの発生時に、公共サービスを低下させないための事業継続性(BCP)強化が、重要と考えます。 医療分野では、規制緩和が前提ですが、不足する専門医による遠隔診断や、過疎地域医療があげられます。 教育分野では、著名な先生の講義を、遠隔地の生徒が</li> </ul>	

	<p>同時に視聴したり、参加したりできるようになり、地域の教育格差是正になります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報通信技術は、有線も無線も、常に進歩発展し続けています。有線、無線を問わずシームレスなネットワーク環境を実現することが重要であり、将来の変化に柔軟に対応ができる政策検討が必要と考えます。</li><li>・今回「光の道」で示されたビジョンのもとに、国民がどのように豊かになるのかビジョンを明確にし、技術の進展とともに、国民本位の整備を進めていただきたい。</li></ul>
--	---

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT東西の構造を分離することで公正な競争環境を作り 上げるという点
上記の意見内容に対する再意見	NTT東西の独占状態にあるインフラをすべての事業者開 放し、自由かつオープンな環境を作り上げることこそがわ れわれユーザに対して、低廉かつ魅力的なサービスが登 場すると考えます。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>また、光については、90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要であり、サービス提供にあたっては、NTTとして最大限努力していく考えです。</p> <p>したがって、今後とも更なる公的支援による取り組みをお願いしたいと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	日本の借金の状況を考えると公設民営には反対する。基盤整備は民間主導で行うべき。	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	したがって、基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見番号 269 では、政府・自治体に依存することなく整備が可能とよめます。269 が正しいのであれば、それと比較して、これまでの政策通りがよいと考える理由を明確にしたい。269 が間違っているのであれば、間違いを指摘していただきたい。</p> <p>なお、意見番号 260 で、「国益を考えるDNAを有するNTT」と称されているように、国益を考えての意見をお願いしたい。</p>	